

### 〔R0323〕 建築士法

建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結する場合、あらかじめ、建築主に対して、報酬の額や契約の解除に関する事項等の重要事項について、所定の方法により管理建築士や当該事務所に所属する建築士に説明させる必要がある。
2. 建築士事務所の開設者は、当該事務所に所属する建築士に変更があった場合、管理建築士については2週間以内に、それ以外の建築士については3月以内に、都道府県知事（都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関）に届け出なければならない。
3. 建築士事務所を開設しようとする者は、設計等の業務範囲が複数の都道府県にわたる場合、業務を行おうとする全ての地域について都道府県知事（都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関）の登録を受ける必要がある。
4. 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

〔R0323〕 正答 3

1. 正しい。士法24条の7第1項により、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士や当該事務所に所属する建築士（管理建築士等）をして、報酬の額や契約の解除に関する事項など、同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。
2. 正しい。士法23条の5第1項及び2項により、建築士事務所の開設者は、士法23条の2第四号（管理建築士）に変更があった場合は2週間以内に、同条第五号（所属建築士）に変更があったときは3か月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。
3. 誤り。士法23条の2により、建築士事務所について登録を受けようとする者は、所定の事項を記載した登録申請書をその建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。登録を受けた都道府県以外での業務は可能であり、他の都道府県知事の登録は不要である。
4. 正しい。士法24条の9により、建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。